

## 吹田市民営化保育所移管先選定委員会（第1回）議事要旨

- 1 開催日時  
令和3年1月29日（金）午後6時～午後7時
- 2 開催場所  
吹田市役所 高層棟4階 特別会議室
- 3 出席委員  
9名
- 4 次第
  - (1) 開会
  - (2) 委員長、副委員長の選出
  - (3) 諮問
  - (4) 会議の公開・非公開について
  - (5) 吹田市民営化保育所（岸部保育園）移管先募集要領（案）について
  - (6) 岸部保育園の移管先選定に係る審査項目（案）及び審査方法（案）について
  - (7) 岸部保育園民営化の今後のスケジュール（案）について
  - (8) 閉会
- 5 議事（要旨）

### 1 開会

事務局： 第1回吹田市民営化保育所移管先選定委員会を開会いたします。  
本日の出席委員は9名でございます。委員の半数以上の御出席を得ておりますので、本日の委員会が成立している旨、御報告いたします。

### 2 委員長、副委員長の選出

事務局： 吹田市民営化保育所移管先選定委員会規則（以下、「委員会規則」）第4条第1項の規定により、委員会には委員長を置くこととし、委員長は、委員の互選により定めることとしております。委員長は、どなたにお願いいたしますか。

委員： ○○委員にお願いしてはどうでしょうか。

事務局： ○○委員という御意見が出ております。委員の皆様にお諮りいたします。委員長を○○委員にお願いしてもよろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

事務局： では、○○委員に委員長をお願いします。

以後の委員会の進行につきましては、委員会規則第5条第1項に基づき、○○委員長が会議の議長となります。

委員長： 委員長の御指名をいただきました○○でございます。会議を円滑に進めていきたいと思っておりますので、委員の皆様のお理解と御協力を賜りますよう、よろしくお祈りいたします。

委員会規則第4条第2項及び第4項に副委員長について規定があり委員長が指名することとなっております。副委員長には○○委員を指名したいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： では、ご異議がないようですので、副委員長は○○委員にお願いいたします。よろしくお祈りいたします。

副委員長： よろしくお祈りいたします。

### 3 諮問

委員長： それでは、次第3「諮問」にまいります。委員会規則第2条に、「委員会は市長の諮問に応じ、民営化する吹田市立保育所の移管先の選定について審議し、答申するものとする」とありますので、ここで市長の諮問書をお受けしたいと思っております。

事務局： 【諮問書の読み上げ】

委員長： ただいま諮問書を受け取りました。事務局は諮問書の写しを委員の皆様へ配付してください。

#### 4 会議の公開・非公開について

委員長： 次第4「会議の公開・非公開について」にまいります。

本会議は岸部保育園の移管先の選定について審議します。まず、本会議を公開とするのか、非公開とするのかについて、確認したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局： 吹田市審議会等の設置及び運営に関する指針の「9 会議の公開」においては、審議会等の会議は原則公開することとしていますが、吹田市情報公開条例第7条各号に該当する場合は例外的に非公開とすることができることとなっています。

具体的には、法人等の事業に関する情報であって公開することで不利益を与えると認められるもの、率直な意見の交換若しくは公正かつ適切な意思決定に著しい支障を及ぼすおそれ等があると認められるもの、事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼす恐れがあると認められるものであり、本委員会での審議内容はこれらに該当するため、非公開とすることが適当と考えております。

委員長： 行政の審議会等では情報公開制度の趣旨から、基本的に公開が望ましいと思いますが、民営化移管先の選定手続きを進めていく上で、公平性の観点などから非公開とする事が必要な事案もあります。本委員会の会議については、非公開とするのが妥当と考えますが、皆様いかがでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： それでは、非公開で進めてまいりたいと思います。

続きまして、本会議の会議録について事務局から説明をお願いいたします。

事務局： 吹田市審議会等の設置及び運営に関する指針「12 会議録等の作成」では、会議録は公開・非公開にかかわらず作成することとなっていますので、事務局で原案を作成し、委員に確認のうえ会議録とさせていただきます。

なお、発言者の表記は委員の個人名で表記せず、委員長、副委員長、委員と表記し、委員名簿は情報公開条例に基づき非公表の取扱としております。

会議録は、法人の具体的情報等の削除などを行い要点記録にするとともに、答申後に公開するまでは、委員会実施状況、審議内容の概要のみ、ホームページ等を通じて公表したいと考えています。

移管先事業者を選定された事業者名は公表しますが、選定されなかった事業

者は非公表としたいと考えています。

最後に、情報の開示請求があった場合は、吹田市情報公開条例により対応させていただきます。

委員長： 事務局の説明のとおりとしてよろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： そのほか、会議の運営に関して事務局から何かありますか。

事務局： 岸部保育園父母の会から選定委員長あてに「保育所移管先募集要領における保護者からの要望」をお預かりしております。民営化に対する保護者の思いが込められた内容ですので、各委員さんに内容を見ていただきたいとのことです。委員長にお渡しいたします。

要望書の取り扱いについて、委員間で御審議いただければと思います。

委員長： 委員の皆様に見ていただけたらいかがでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： では、委員の皆様にご写しを配付してください。本日は保護者代表の特別委員が2名おられますが、本要望書の説明をされますか。

委員： 今見ていただいている要望書をもう少し補足してお伝えしたいと思います。岸部保育園の保護者の大半はこれのご時世の中で、民営化を進めることにとっても大きな不安を持っています。前回の事もあって今進める必要があるのかという御意見が多く、そういった意見もある中で進めないといけないのかという不安も持っています。そのために、少しでも保護者の思いを理解して寄り添っていただける事業者を選定していただければと思います。

それと、職員体制や保育時間、料金は保護者から強く要望されています。それに加えて園名、クラス名、園歌についてもそのまま引き継いでいただきたいという要望がすごく多かったので、それらを理解して運営してくださる事業者をぜひ選んでいただければと思います。

委員長： 保護者の皆様の思いは十分に理解いたしました。この保護者の皆様の思いを踏まえながら、本日の議題である募集要領の策定と審査項目・審査方法について

て議論を行い、最終的に事業者の選定を行っていけばよいかと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

#### 5 吹田市民営化保育所（岸部保育園）移管先募集要領（案）について

委員長： 次に、次第5「吹田市民営化保育所（岸部保育園）移管先募集要領（案）」について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：【吹田市民営化保育所（岸部保育園）移管先募集要領（案）について説明】

委員長： この資料について、御意見のある委員はおられますか。

委員： 1つ目に募集要領の3ページの民営化後の検証については、要望書にもあるように、1度だけではなく、定期的に数回は第三者評価を受審していただきたいと考えております。

2つ目に募集要領の4ページに、保育所名とクラス名の項目を今回追加していただいたことは、ありがたく思います。同じく要望書にもありますが、岸部保育園という園名、クラス名、園歌についても、子供達や保護者、卒園児に至るまでなじみがあって愛着があるものですので、民営化後も変えてほしくないという思いがあります。

一方で、移管条件を厳しくして応募者が少なくなり、よりよい事業者の選定ができないことは望んでおりません。そのため、募集要領はどちらもこのままでいいのですが、ヒアリングの時に、民営化後の検証や園名、園歌、クラス名について事業者の方がどう考えておられるのかを聞いてみたいと思っております。事業者がどれだけ園児や保護者の思いに寄り添ってくれる可能性があるのかを見極めるよい機会と思っております。

事務局： 一つ目の福祉サービス第三者評価の受審についてですが、募集要領には、資料3の3ページの（4）民営化園の評価及び民営化効果の検証について、というところで移管後に一度は第三者評価を受けていただくことを条件としております。あわせて移管後1回目の受審時には助成金を用意しており、事業者は費用負担なしで受けていただけますが、それ以降は他の私立保育所と同様に施設型給付費の第三者評価受審加算を活用して受けていただくことになります。

そもそも第三者評価の受審は保育所等の運営上必須ではありませんが、民営

化園については評価及び検証のため、移管後必ず1回は受審し評価結果を公表すると定めております。しかし、その後、第三者評価受審費助成を続けるという形ではありませんので、応募事業者にこれまでの対応や考えを聞いていただき、参考にさせていただければと思います。

二つ目の保育所名、クラス名については、募集要領中、5の(5)に書いております。選定過程で事業者の考えを聞いていただくことも必要だと思います。また、(3)の三者懇談会では、さまざまな調整事項について、三者の合意形成を図ることとしておりますので、移管先事業者には一方的に決めるのではなく、合意形成を進めていただきたいと思います。市もその場に立ち会い、進め方を見極めていきたいと思っています。

委員： 今まで民営化された4つの園は園名やクラス名、園歌はどうされているのですか。

事務局： これまでの南、吹田、藤白台、西山田の4園については、保育所名、クラス名、園歌は同じものを使っています。新しいものにしたいという提案は特になく、そのまま引き継いでいただいているので、大きな混乱はありませんでした。

委員長： 募集要領の内容についての御意見が無ければ、募集要領についての議論を終えたいと思います。

#### 6 岸部保育園の移管先選定に係る審査項目(案)及び審査方法(案)について

委員長： 次に、次第6「岸部保育園の移管先選定に係る審査項目(案)及び審査方法(案)」について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 【岸部保育園の移管先選定に係る審査項目(案)及び審査方法(案)について説明】

委員長： 御意見がある方はおられますか。

委員： 実地調査について2点あります。実地調査というのは審査のうえで重要であるととらえており、応募された事業者が実際に運営されている保育園の保育の様子や、施設、子供達の様子を見る良い機会だと思っています。見学当日、岸部保育園との違いを提出された資料で確認しながら、お話も聞くというのは、なかなか大変だと聞いておりますので、できましたら簡単な比較表を作ってい

ただけないでしょうか。例えば、クラスの定員とか保育時間や保育料、岸部保育園で出来ている取組がその園ではどうなのか、などです。それがあれば、実地調査当日だけではなくてヒアリングする際の参考になると思いますので、当日までに作成をお願いしますでしょうか。

事務局： 同法人の運営園でも保育内容が異なることもあり、実地調査実施園での内容が提出される書類では分からないこともありますので、実地調査実施園での定員数やどのような取組をされているのかなど、現在の岸部保育園の内容と比較できる資料を当日手元資料として作成します。

委員： もう1点ありまして、実地調査やヒアリング、面接調査の時にどのような点を注意してみるべきか、各委員の皆様からご教示いただければと思います。

園の見学は、入園するときに見たことしかないので、皆様がどういうところを注視されるのか、できれば参考に教えていただきたいと思います。

委員： それぞれの園で特色ある保育というのを見させていただいております。保護者の方々は激変を緩和してほしいということでもありますので、それができないかという視点で、見られたらいいと思います。

保育園といいますが、部屋の大きさとか園庭とか、すべて違いますので、運営されている法人の違いで岸部に来られたらどういったことをされるのかというところを見られるのがいいと思います。

定員、部屋の数、部屋の大きさがそのまま移行してくるわけではないので、その辺りをフレキシブルにより良い保育を展開されるであろうというところを選ばればいいのかと思います。

副委員長： 今までやってきたことですが、私の観点でいうと、新設の保育園を選ぶのではなく、民営化という園の移行という点で考えたときに、やはり今の保護者の方の思いをどれだけ汲んでいただけるかというところが一番大きなところだと思います。

また、今やっているところが素晴らしい保育をやっていたとしても、その保育と、今の岸部保育園の保育にあまりにもギャップがありすぎると、そこにどう合わせていくのか、という観点で聞いていくということにはなっていくかと思います。

さきほどの委員がおっしゃったように、その保育がそのままくるわけではないので、今ある園の状況を見てもらってどうなのかとか、それをどう引き継いでいくのか、というようなところが必要です。やはり、そういう意味では、

代表者の方の思いとか考え方が大きいと今までやってきた中では感じていません。やはり、代表者の方がそういうところに気を配れるような方、そういう意識を持っている方でないと、いくら現場の方が意識を持っていてもなかなか難しいと思います。代表者の方の考え方や新しい園長先生が決まっていれば、その園長先生の考え方は非常に大きいと思います。

この辺りは提出された書類だけでは分かりません。書類は上手く書かれる法人はありますので、うまく書いているだけではないかどうか園長先生などに聞くことがいいと思います。

また、ヒアリングの時間はかなり短いです。これだけ委員がいますので、一人一つずつ質問していてもかなりの時間になりますので、実地調査に行ったときにいろいろ聞いておくことがいいと思います。

委員： ありがとうございます。参考にさせていただきます。

委員長： 他に御意見はございませんでしょうか。それでは、今回皆様からいただきました御意見を踏まえて、事務局で準備をよろしく願いいたします。

#### 7 岸部保育園民営化の今後のスケジュール（案）について

委員長： 次に、次第7「岸部保育園民営化の今後のスケジュール（案）」について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 【岸部保育園民営化の今後のスケジュール(案)】について説明

なお、新型コロナウイルス感染症対策として、書類審査の書面開催や実地調査を分散すること、面接調査を実地調査時に併せて行うことなど、次回以降の開催形態についても調整させていただく場合がありますので御協力を願います。

委員長： 御意見がないようでしたら、事務局はこのスケジュールに沿って進めていただくようお願いいたします。

以上をもちまして、本日の委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。